

令和6年度追浜駅交通結節点まちづくり計画検討業務

仕様書(案)

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、「令和6年度追浜駅交通結節点まちづくり計画検討業務」(以下、本業務という。)に関して必要な事項を定めるとともに、受託者が実施しなければならない事項を定める。

(対象エリア)

第2条 本業務の対象となるエリアは、追浜駅周辺地区とする。

(履行期間)

第3条 本業務の履行期間は、契約の翌日から令和7年(2025年)3月31日までとする。

第2章 業務内容

第4条 交通ターミナル及び上部施設整備に係る事業手法の検討

交通ターミナル及び上部施設整備に係る事業手法の具体化に向け、整備検討区域内の権利を有する者(以下、権利者という。)の意向調査を実施し、調査結果を踏まえた事業手法を検討する。

(1) 権利者の意向調査

1) 意向調査に係る資料作成

権利者意向調査実施に係る実施要領・概要書・意向調査書を作成する。

2) 意向調査の実施

実施要領に基づき意向調査を実施する。

なお、当初見込んでいないが、監督員と協議し設計変更の対象とする。

3) 意向調査結果のとりまとめ

実施結果のとりまとめを行い分析する。

(2) 事業手法検討

過年度検討成果及び(1)の調査結果を踏まえ、事業成立性の高い事業手法を検討する。

第5条 追浜駅周辺地区における交通システムのあり方検討

令和3年3月に策定された「追浜駅周辺地区グランドデザイン（以下、グランドデザインという。）」並びに「追浜駅交通結節点整備事業計画（以下、事業計画という。）」に基づき、過年度成果を参考に、追浜駅周辺地区の交通システムのあり方を検討する。

（1）駐車場の配置について

1) 駐車場の実態調査

対象範囲：追浜駅から半径500m以内+500mの円がかかる商業地域、近隣商業地域まで

対象駐車場：時間貸、月極、専用（店舗等）、路上駐車

調査日時：平日又は休日の1日 7:00～19:00（平日、休日を問わず、当該地区で最も稼働率の高いと推察できる曜日を特定した上で実施すること。）

調査内容：

①立地状況（全駐車場）

②利用実態

- ・路上駐車実態調査（国道16号、市道追浜夏島線）：1時間ごとに巡回
- ・荷車実態調査（国道16号、市道追浜夏島線）：1時間ごとに巡回
- ・アンケート調査を実施しない4か所を除く駐車場実態調査（時間貸、専用（店舗等））：1時間ごとに巡回 10台未満の駐車場を40か所想定
- ・駐車場入出調査（大規模駐車場4か所）
入出庫車両の入出庫時間とナンバープレートを記録する。
- ・アンケート調査（居住地・目的等）：対象範囲内の大規模駐車場4か所
- ・路上ヒアリング・郵送回収・Web等

なお、各調査の詳細な調査項目については発注者と協議の上、決定するものとする。

③調査結果とりまとめ・分析

2) 駐車場の配置について

実態調査結果を踏まえ、発注者が提示する交通ターミナル及び上部施設の与条件から駐車場需要予測を行った上で、適切な配置について検討する。

なお、駅周辺の混雑緩和・交通円滑化および対象敷地範囲による制約を想定しながら、横須賀市における既存の附置義務駐車場制度のあり方の妥当性について検証する。

（2）駐輪場の配置について

第1駐輪場の廃止に伴う代替地候補の配置を検討する。

（3）駅周辺の動線について

段階的な整備における動線検討及び、重ね図を作成する。

- ・対象モード
バス、タクシー、自家用車、自動二輪車、自転車、歩行者（健常者・身障者）
- ・段階的整備内容
 - 第1段階：追浜駅前第2街区第一種市街地再開発事業の完了、国道16号追浜駅前交差点改良事業の完了時点
 - 第2段階：第1段階に加え、追浜駅交通ターミナル整備事業及び市道追浜夏島線の拡幅事業完成時点
 - 第3段階：第2段階に加え、国道357号東京湾岸道路（八景島～夏島）の供用時点

第6条 連鎖的な事業推進検討

事業計画で示す「連鎖的な事業推進」に基づき、追浜駅周辺における事業者の営業継続や再配置の可能性を検討する。

第4条（1）権利者の意向調査結果を踏まえ、マッチングできる有効な手法を検討する。

第7条 公共施設の配置等検討

事業計画で示す公共施設（横須賀市）の必要性や適切な配置について検討する。

第8条 地域防災計画を見据えた駅周辺の防災拠点検討

事業計画で示す3つの防災拠点（「代行バスの発着拠点」「災害時乗換拠点」及び「情報拠点」）の実現に向けて課題抽出や解決策を整理し、機能導入に向けて検討する。

第9条 追浜駅交通結節点整備事業推進にかかる都市計画素案の作成

発注者から提供される資料をもとに、交通ターミナル及び上部施設の推進に必要な都市計画の決定に向けた素案（計画図・計画書）を作成する。都市計画は都市施設の駅前広場、地区計画等の変更等を想定している。

第10条 工程（アクションプラン等）の進捗管理

過年度策定した工程（アクションプラン等）について、本検討に合わせて、詳細化および進捗管理や修正を適宜行う。加えて、交通ターミナル及び上部施設の計画検討（打合せ）の進行管理を行うものとする。

第11条 追浜えき・まち・みちデザインセンターとの連携について

本業務においては追浜えき・まち・みちデザインセンターと連携するものとする。

第12条 打合せ協議

打合せは業務の区切りにおいて行うものとし、回数を15回とする。

第13条 計画準備

本業務の目的等を十分理解した上で、設計図書における業務内容を確認し、業務概要、実施方針、業務工程、組織計画等、必要な計画及び準備を記載した業務計画書を作成するものとする。

第14条 旅費交通費

本業務における打合せ、関係機関協議、現地作業（現地踏査含む）にかかる旅費交通費は、直接人件費の1.49%として計上している。

なお、契約変更によって直接人件費の増減があった場合の旅費交通費においては変更後の直接人件費に対し率を乗じた額により計上する。

第15条 報告書作成

本業務における調査及び検討成果を報告書として取りまとめを行う。

第16条 成果品の提出

成果品は、A4製本で3部及び電子媒体（CD-RまたはDVD-R）で3部提出すること。電子媒体については、ウイルス対策を実施した上で提出すること。電子媒体形式は、PDFデータと併せてオリジナルデータ（Microsoft Word、Excel、Powerpoint）を格納すること。

第17条 受注者の義務

受注者は、契約の履行にあたって業務の意図及び目的を十分理解したうえで、各条項を満足するように努めなければならない。

第18条 疑義等

本業務を履行するにあたって疑義等が生じた場合、受注者は速やかに申し出、協議するものとする。

第19条 その他

受注者は、業務完了後といえども受注者の過失、疎漏等に起因する不良箇所が発見された場合、発注者の指示により訂正等の処置を受注者の責任において行うものとする。

以上